

2-5 訪問型サービス(独自)サービスコード表

座間市介護予防訪問介護相当サービス指定事業者が使用します。(27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など)

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅰ)	事業対象者・ 要支援1・要支 援2(週1回程 度)		1,176	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	適用終了	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	ロ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・要支 援2(週2回程 度)		39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	適用終了	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ハ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅲ)	要支援2(週2 回を超える程 度)		2,349	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	適用終了	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	ニ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅳ)	事業対象者・ 要支援1・要支 援2(週2回程 度)		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	適用終了	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ヘ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	要支援2(週2 回を超える程 度)		3,727	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	適用終了	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	ヘ 訪問型 サービス費 (独自) (Ⅴ)	要支援2(週2 回を超える程 度)		123	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	適用終了	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算		100単位加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ			200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(ア)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の13.7%加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(イ)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10.0%加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(ウ)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の5.5%加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ			(エ)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.9加算	
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ			(オ)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(ウ)により算出した単位(一単位未満の端数四捨五入)×0.8加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(ア)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の6.3%加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(イ)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の4.2%加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応		基本報酬の0.1%加算		1月につき

で表記されているサービスコードは令和3年4月1日の施行より適用終了となります。